

6月定例会

第3セクターの経営状況を報告

徹底して再建に努力



安代地区老人クラブの皆さんが議場を見学しました（7月11日）

市議会6月定例会は、6月14日から19日までの日程で開催されました。今回の定例会では、株式会社コスモプラザ西根をはじめとする第3セクター4社などの経営状況報告が行われたほか、八幡平市税条例の一部改正、八幡平市友好都市交流促進センターなど12施設に係る指定管理者の指定、平成18年度一般会計や特別会計の補正予算など、合わせて30の議案が提案され、全議案が原案のとおり可決されました。第3セクター各社の経営状況について田村正彦市長は、「統合も含めた合理化も視野に入れて、徹底して再建に努めていきたい」と述べました。

全会一致で可決したもの

▼普通財産の無償貸付に関する議決を求めることについて

旧荒屋小学校の一部を、引き続き後藤秀夫氏（ゴトウ・シユウ）の名前で活動する芸術家へ無償で貸し付けるもので、絵画制作や展覧会開催、絵画教室の開催など、文化活動の場を提供することとしています。

▼交通事故事件に係る示談をする事に関する議決を求めることについて

2月9日に安代で発生した、市所有のスクールバスと一般車両との物損事故に係るもので、過失割合は、市が100%です。なお、損害賠償金額9万2389円は、市町村総合賠償保険制度で補てんされます。

▼八幡平市友好都市交流促進センターほかに係る指定管理者の指定について

それぞれ、表1のとおり指定管理者を指定しようとするものです。

▼八幡平市農業委員会条例の一部を改正する条例

8月31日に農業委員の在任特例期間が満了し、選挙による委員定数が41人から30人に減少するのに伴い、部会の数と各部会の委員定数を見直すものです。

▼平成18年度八幡平市一般会計補正予算（第1号）

歳入歳出それぞれ1億6371万円を追加するものです。補正の主なものは、市議会政務調査交付金520万円、保育所運営業務委託料1443万円、いわて農業担い手支援総合対策事業費補助金3300万4000円、大更地区コミュニティセンター設計業務委

表1 各施設における指定管理者

施設の名称	指定管理者の名称
八幡平市友好都市交流促進センター	株式会社松尾ふるさと振興公社
安代福祉センター	社会福祉法人 八幡平市社会福祉協議会
西根福祉の家	
松野児童館	
寄木児童館	
柏台児童館	
八幡平市細野地区農村婦人の家	細野自治公民館
八幡平市細野地区農作業準備休憩施設	豊畑公民館
八幡平市横間地区農作業準備休憩施設	八嶋ましら郷土づくり協議会
八幡平市星沢地区農村環境管理施設	星沢自治公民館
八幡平市西根地区体育館ほか16施設 (西根地区5施設、松尾地区7施設、 安代地区5施設)	社団法人八幡平市体育協会
八幡平市田山射撃場	八幡平市ライフル射撃・バイアスロン協会



問 託料414万円などです。民生費の包括支援センター費で、在宅介護支援センター業務委託料が585万円の減額となった理由は、在宅介護支援センターに業務委託の予定だったが、同センターが手いっぱいのため、委託料から賃金に予算を組み替え、市で臨時職員としてケアマネジャーを採用し、介護予防プランや家族の支援などを行うものである。

問 安代地区の粗大ごみ収集方法が昨年と違う点があるが、何か不都合な面があったのか。

答 収集に相当苦労したこともあり、その反省の上立ち、回数を少し減らし、収集する品目も最も多いものに集中し6品目とした。西根老人憩の家の運営

に当たって、臨時職員を採用することは、非正規雇用であり問題だ。市がこのような不安定雇用にかかわることへの見解は。

答 今後、総務課とも検討し、市としてできる限り考慮していきたい。

問 大更小学校の学童保育の利用希望者が、以前100人を超えていたが、大更公民館1階では狭くないか。

答 2、3年前に取った希望よりかなり実数は減っている。運営状況を見ながら判断し、学童保育的な面と、児童館的な面に適応できる役割も併せ持った学童施設が必要と考えている。

問 安比高原の住所統一については、18年度中に完全に直したいという話だったが、どうなっているか。

答 現在は、一部が八幡平市細野、一部が八幡平市松尾第1地割になっている。地区関係者100人を超える方々の総意として、八幡平安比高原として全国に発信したいという希望がある。地域住民との懇談なども行い、実現に向けて手順を踏んでいるところである。

問 市のホームページに物

足りないという声があるが。

答 既に人的体制も整えているので、早急に改善に取り組んでいく。

▼平成18年度八幡平市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出を、それぞれ28万4000円追加するものです。

▼平成18年度八幡平市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出を、それぞれ42万3000円減額するものです。

▼平成18年度八幡平市国民健康保険特別会計(診療施設勘定)補正予算(第1号)

歳入歳出を、それぞれ15万1000円追加するものです。

に882万5000円を組み替えるもので、補正の主なものは、医薬材料費856万7000円です。

問 18年度が始まって2カ月しか経過していない中、医薬材料費が当初予算の約2割近い18%増額の補正をする理由は。

答 医薬品が急に増えていることと、当初予算で少なめに予算計上していた分を今回補正して、適正な医薬材料の購入に充てるものである。

▼八幡平市索道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出を、それぞれ15万1000円追加するものです。



旧松尾村と旧安代町にまたがる安比高原。地区住民から、住所を「安比高原」に統一してほしいという要望が出されています



最近、社会問題となっている児童虐待に万全を期すため、市では八幡平市要保護児童対策地域連絡協議会（菊田 晃 会長）を設立しました（6月27日）

▼八幡平市国民健康保険西
根病院事業会計補正予算
（第1号）
収益的収入支出それぞれ
506万7000円を減額
するものです。
▼八幡平市水道事業会計補
正予算（第1号）
上水道事業費用の収益的
支出を518万2000円
追加するとともに、簡易水
道事業費用の収益的支出を

646万2000円減額す
るものです。
▼八幡平市診療所設置条例
を廃止する条例
診療施設の効率的運用に
資することを目的に、松尾
診療所と松尾歯科診療所を
民間の医師に貸与するため、
当該施設を行政財産から普
通財産にするものです。
▼普通財産の無償貸付に関
し議決を求めることについて

地域住民の医療の確保と
福祉の増進を図るために、
松尾診療所と松尾歯科診療
所を、無償で民間の医師に
貸し付けるものです。
▼松尾中学校屋内運動場建
設工事の請負契約の締結に
関し議決を求めることにつ
いて

松尾中学校屋内運動場建
設工事の請負契約を、みら
い建設工業株式会社・株式
会社高建工業特定建設工事
共同企業体と締結しようと
するものです。なお、契約
金額は3億4524万円で
す。

問 入札後の予定価格を公
表できない理由は。

答 入札調書は一般にも公
開している。公開しないと
した県内他市の一般的流れ
に沿ったものである。

問 入札に市内の業者だけ
の指名はできなかったのか。

答 決して無理ではないが、
立派な工事をしてもらう観
点から、今回については共
同企業体に発注した。

賛成多数で可決したもの

▼八幡平市税条例の一部を
改正する条例の専決処分に
関し承認を求めることにつ

いて

個人市民税における均等
割の非課税所得基準を、17
万6000円から16万80
00円に、8000円引き
下げるものです。

問 低所得者への増税とい
う中身であるが、所得割分
と合わせるというくらいか。

答 対象者が300人程度
で、金額で150万円程度
と考えている。

**八幡平市老人憩の家条例
の一部を改正する条例**

障害者を高齢者と同じ区
分とするなど、使用時間、
使用区分および無料規定を
改正するものです。なお、
使用時間や使用料などは表
2のとおりです。

問 西根老人憩の家を老人
クラブで利用する際に徴収
する入湯税は、今までどの
ような取り扱いをしていた
のか。

答 管理委託先の福祉施設
協会の委託料に、入湯税分
を上乗せして補助すること
により、老人クラブでの利
用は無料としていた。合併
時の調整措置であったもの
を改めて、通常の取り扱い
とするものである。

問 安代老人憩の家は、温

表2 老人憩の家における使用時間や使用料など

施設名	使用時間	午前9時から午後8時まで（入浴時間は午前10時から午後8時まで）				
		休館日				
西根老人憩の家	使用時間	午前9時から午後8時まで（入浴時間は午前10時から午後8時まで）				
	休館日	毎月第1月曜日、8月13日から16日まで、12月28日から翌年1月4日まで				
	使用料	区分	市内に住所を有する者		左記以外の者	
			研修室を利用し、入浴する者	入浴のみの者	研修室を利用し、入浴する者	入浴のみの者
		60歳以上、障害者	100円	100円	590円	430円
中学生以上	480円	310円	590円	430円		
小学生	310円	210円	370円	260円		
安代老人憩の家	使用時間	午前10時から午後6時まで（入浴時間も同じ）				
	休館日	毎週日・月曜日、8月13日から16日まで、12月28日から翌年1月4日まで、国民の休日				
	使用料	区分	市内に住所を有する者		左記以外の者	
			大広間または和室を利用し、入浴する者	入浴のみの者	大広間または和室を利用し、入浴する者	入浴のみの者
		60歳以上、障害者	無料	無料	300円	150円
中学生以上	300円	150円	500円	250円		
小学生	100円	50円	200円	100円		

* 障害者とは、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者で、手帳を持参した者
* 就学前の幼児は無料

~ p < s X i ò , w - ;
 % < Á % q s ó o M " U i
 f < U T < ^ . o M s M ð
 % T M W T < ' x ð
 t T < x ž A p K " q Y
 Y , o M " U i R S Y - s
 r ¶ . \$ s ð T , ' s U
 Š h M ð
 < t " b " U « w ° æ » ~
 Y b " U «

~ s M > S M i ð < Q y
 H w O ù i ö A B X
 + U f " ^ . o M " E ½ q
 f o p s M E ½ q w t x i
 Ô ù t , ó o x b ; Ü r t
 w) U K " ð Æ - i
 q t ~ " ~ s M U ð
 t q t , T E æ p M
 s X o < G V s H q M O \
 q x i • R H U y Q " q
 M O R Q M p K " ð æ p -
 ž < + " i ö A B X + i
 x Ü = ç w % U < i ù \$
 t æ Š , o % U f , h M ð

x Ü = ç w f " t m M o z Ä ` X x ç p t í < + " æ t S ð M ù ~ d X i ^ M

- y x Ü = ç t S Z " ü r Ú v S 1 • D 1 - ; % s r

ç à ü	a j Ä Ä ... ü r	Ú v S 1	D 1 - ; %
ç			
ç T M ç			
ç T M ç			
ç Ž í		t Š "	

Y U E ä ç ç i Ö » Ö Ä Ä x -
 W Ä : ç p o ä s a w z E
 Ä ä ç Ä " Ö Ä i i Ü E ä ç ç i Ö » Ö
 Y s T • t ö i " - " x i ù ^ i
 Ö Ö Ü q p i Ö E " ^ q ü µ p
 Y ... i % w < i [x t z " ð
 ! Z Ö • Ö E > s b ð
 b " U i L " b " ß Q p x s M ð y h s
 Y Ü E ä ç ç i Ö » Ö a a f x -
 ° æ > á : : : h M ð
 ; t m o i ... i 4 ^ Ü Ü , T " Ü Ü w
 " i ~ " » Ä t P O ¾ l f t " ...
 Y ... l Ä ç p i ¾ l % » w E y q i
 M h U i ä D T , Ü æ q , h ð
 p i Ö E ~ " ^ q ü µ p t & æ • W • o
 Y Ä ä ç Ä " Ö Ä i w & æ x i Ö Ü q
 • " i [t " < w
 Y æ Ä ù U ó l h A ¼ x i i Æ ^ ^ w T
 Y o ä s p a w È > %
 Ö @ < 9 ~ % Ö Ö Ü q p
 È T , Ö p > i a , h ð
 l , Y T s M h Š w & æ Q ... p i s u
 > % q s ó h U i Z : U % ; w ¾ V 2
 Y o ä s p s s o a w z E
 a Ü 2 ä s z E y U
 Y " w ú t , v \ ^ Ü a f w b ;
 a Ü 2 ä s z E n Ü
 Y • @ ø " M i v w b ; x
 Y Ö ö p & : : : U a y C
 Y ý p » , b ä D Ö t >
 Ö Ö Ü q p µ b Ö ä z b

Ö Ö Ü q p t E ^ Ä ü µ p
 Y Ä è Ä ä y « p x • Ö Ä ç a ¼ b
 • q s r p) ù U i U ó o M " U i 9
 ~ i t E > Ä : i » Ö p x ä "
 t E ^ Ä ü µ p U t p t E E T ,
 ! W , o M h ç ÷ Z ß s r w g Ä ç x i
 Ö s w A L i ½ • W ^ • h ð
 Ö p , O b È - - q
 Y R ä D Ö i i Ö E
 t E E t E E q q ü , i p , O @ < q i
 ç . . . q U C
 Ö R ä s @ < ç , q - y i •
 ... y - % {
 Y ç " i q - ç T < Ä Ä • i Ö E
 o á Ö T < Ä Ä s r E i /
 a R ä s @ < ç ö A B X
 Ö R ä s @ < ç ö A B X + Ä Ä
 > q - y i • ... y - % {
 Y ~ É > Ä • ä ö A B X + Ä Ä
 w . : s i t » Ä E i a
 , " y



• Twý qiw • O , ç ø £ > x a Š z
 5 ` s r p æ Ä R - t ç Š " H . « » "